

■ 平成29年10月以降の運行管理主体候補者選定方法（案）

1 運行管理主体候補者選定について

清須市生活交通確保維持改善計画に基づき、全システムを対象として、平成29年10月以降の新たな運行体制を担う運行管理主体候補者を選定する。

(1) 選定方法

① 総合評価型プロポーザル方式

運行を委託する場合の運行主体（一般乗合旅客自動車運送事業者）の選定にあたっては、**運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から、総合的に評価することが重要である。**

一方、透明性、競争性の高い入札契約手続きが求められることから、**総合評価型プロポーザル方式による選定**を行う。

② 募集方法

市ホームページ、(公社)愛知県バス協会及び名古屋タクシー協会を通じ、企画提案の募集を行う。

③ 特定方法

提出された企画提案書について、別に定める評価基準、評価のウエイトに基づき、地域公共交通会議委員等で構成する『**清須市コミュニティバス運行事業**』に係る**企画提案審査会**にて評価を行い、**運行管理主体候補者を特定する。**

(2) 契約方法

長期継続契約（2年間）

(3) 審査会委員

- 清須市地域公共交通会議会長（住民又は利用者の代表）
- 清須市地域公共交通会議副会長（学識経験者）
- 清須市地域公共交通会議委員（住民又は利用者の代表）
- 企画部長（市職員）
- 企画部企画政策課長（地域公共交通会議事務局長）

2 スケジュール

時 期	内 容
7月上旬	運行管理主体候補者の公募開始
7月上旬	企画提案書の提出意思表示書提出期限
7月下旬	企画提案書の提出期限
7月下旬	企画提案審査会による審査、評価
8月上旬	運行管理主体候補者選定（特定・非特定の通知）
8月中旬	新規運行管理主体候補者による一般乗合旅客自動車運送事業の申請
10月1日	新規運行管理主体候補者の運行期間開始、ルート・ダイヤ改正

3 企画提案書に記載を求める事項等

評価項目	企画提案項目	評価の着目点	評価基準
事業者の経験及び能力	①事業者の概要	事業者基本情報・免許・資格	事業者として事業を持続して実施していく能力を有しているか。
	②運行実績	コミュニティバス等の運行実績	コミュニティバス等の運行実績を有しているか。
	③行政処分	輸送の安全確保	法令等を遵守し、輸送の安全確保に努めているか。
実施方針等	④実施方針	取組意欲	市の取組みを理解しているか、公共交通機関としての責任感があるか、取組意欲が旺盛か。
	⑤実施体制（人員配置等）	安全性・信頼性	運行の安全性や信頼性が確保できる体制となっているか。
	⑥実施体制（設備等）	安全性・信頼性	運行の安全性や信頼性が確保できる体制となっているか。
企画提案	⑦スケジュール	計画性	日々の運行、週間・月間計画及び実際の運行までの手続き・準備などが、計画的に考えられているか。
	⑧乗客サービス	提供水準	乗客へのサービス提供水準が必要十分か。
		⑨利用者増加策	積極性・合理性
	⑩予備車	提供水準	予備車両について具体的に考え方が示されているか。不測の事態での対処方法との整合は取れているか。
		車検・故障時の対応	適切な対応が期待できるか。
	⑪不測の事態における対処方法	事故発生時の対応	適切・迅速な対応が期待できるか。
		乗車定員超過時の対応	適切・迅速な対応が期待できるか。
		自然災害の発生又は発生が懸念される場合の対応	適切・迅速な対応が期待できるか。
	⑫環境への配慮	取組意欲	公共交通機関としての責任感があるか、取組意欲が旺盛か。
	⑬市の運行計画内容に対する代替案、重要事項の指摘	専門性・合理性	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。
⑭運行経費見積（消費税含む）		コスト	提案内容に対して運行経費が不適切な場合には特定しない。
		積算内容の妥当性	積算内容が適切か。